

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇百二十一（略）</p> <p>百二十二（略）</p> <p>百二十三 ニーハ「ビス（四―フルオロフェニル）メチル」スルフィニルアセトアミド及びその塩類</p> <p>百二十四（略）</p> <p>百二十五〽百三十二（略）</p> <p>百三十三（略）</p> <p>百三十四 N―（ニ―フェニルプロパン―ニ―イル）―（テトラヒドロ―ニH―ピラン―四―イル）メチル</p> <p>―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇百二十一（略）</p> <p>百二十二 N―（ナフタレン―ニ―イル）―ペンチル―N―（ニ―ペンチル―H―インドール―三―カルボニル）―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>百二十三 ニーハ「ビス（四―フルオロフェニル）メチル」スルフィニル―N―メチルアセトアミド及びその塩類</p> <p>百二十四〽百三十一（略）</p> <p>百三十二 ーフェニル―ニ―（ペリジン―ニ―イル）ブタン―ニ―オン及びその塩類</p> <p>（新設）</p>

塩類

百三十五 (略)

百三十六〜百四十九 (略)

百五十 (略)

百五十一 二―(四―フルオロフェニル)―三―メチルモ
ルフォリン及びその塩類

百五十二 (略)

百五十三〜百八十四 (略)

百八十五 (略)

百八十六 (E)―メチル||二―〔(二S・三S・七a S
・十二b S)―三―エチル―七a―ヒドロキシ―八―メ
トキシ―一・二・三・四・六・七・七a・十二b―オク
タヒドロインドロ〔二・三―a〕キノリジン―二―イル
〕―三―メトキシアクリラート及びその塩類

百八十七 (E)―メチル||二―〔(二S・三S・十二b
S)―三―エチル―八―メトキシ―一・二・三・四・六
・七・十二・十二b―オクタヒドロインドロ〔二・三―
a〕キノリジン―二―イル〕―三―メトキシアクリラ―
ト及びその塩類

百八十八 (略)

百八十九〜二百三十八 (略)

百三十三 一―(一―フェニルペンタン―二―イル)ピロ
リジン及びその塩類

百三十四〜百四十七 (略)

百四十八 二―(三―フルオロフェニル)―三―メチルモ
ルフォリン及びその塩類

(新設)

百四十九 一―(四―フルオロベンジル)―一H―イン
ドール―三―イル〕(二・二・三・三―テトラメチル
シクロプロピル)メタノン及びその塩類

百五十〜百八十一 (略)

百八十二 N―メチルインダン―二―アミン及びその塩類
(新設)

(新設)

百八十三 メチル||二―〔一―(シクロヘキシルメチル)
―一H―インダゾール―三―カルボキサミド〕―三・
三―ジメチルブタノアート及びその塩類

百八十四〜二百三十三 (略)

二百三十九 (略)

二百四十 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物。ただし、サルビア デイビノラム（直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）及びミトラガイナ スペシ
オーサ（ミトラガイナ属に属する他の種との交雑種を含み、直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）以外の植物を除く。

二百三十四 (略)

二百三十五 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物。ただし、サルビア デイビノラム（直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）以外の植物を除く。